

第12章 その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げることとしたものである。

(1) アルゼンチンの輸入ライセンス制度

<措置の概要>

アルゼンチン政府は、1999年以降、紙製品、金属製品、繊維、玩具、履き物など合計17カテゴリーの品目の輸入に非自動輸入ライセンスの取得を義務付けた。非自動輸入ライセンス制度は2013年1月に廃止されたが、後述する輸出入均衡要求、事前輸入宣誓供述制度などは依然として継続していた。

まず、アルゼンチン政府は、具体的法令に基づかない輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、同額の輸出又は国内投資を求める措置）や輸入を抑制することなどを目的とした国産化要求なども行っており、一部については撤廃されたものの、現在も継続している。

さらに、2012年2月に、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定した。輸入事業者は、輸入手続に着手する前に、指定された事項を連邦歳入庁（AFIP）に登録し、事前承認を得ることが必要となった。DJAIは全ての輸入が対象だったため、実質的に非自動輸入ライセンス制度と同じように機能した。DJAIは2015年12月に廃止され、輸入総合モニタリングシステム（SIMI）による輸入ライセンス制度が導入された。すべての輸入に際して輸入ライセンスの取得が必要となり、品目によって自動、非自動ライセンスのいずれかの取得が求められたが、経済情勢の悪化とともに非自動輸入ライセンスの取得に時間を要するようになった。2022年

10月にSIMIはアルゼンチン共和国輸入システム（SIRA）に置き換えられた。それにより輸入ライセンス制度はそのままに、輸入事業者の法令違反の有無や財務能力の監視が強化されている。

<国際ルール上の問題点>

輸出入均衡要求については、ライセンス発給の要件としてアルゼンチン産品の輸出等の要求に応じる必要があることから、輸入規制を原則禁止するGATT第11条に違反する。また、輸出入均衡要求は具体的法令に基づかない口頭指導による輸入制限であるため、貿易規則の公表等を定めるGATT第10条にも違反する。

事前宣誓供述制度についても、ライセンスの発給においてアルゼンチン当局による恣意的な裁量が介在する制度であることから、GATT第11条に違反する。また、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則にも違反する。

<最近の動き>

2009年以降、経済産業省、在アルゼンチン大使館、日本の産業界からアルゼンチン政府に対して、措置改善の申入れを継続してきた。WTOにおいても、2009年以降、WTO輸入ライセンス委員会、TRIMs委員会及び物品理事会において、米国・EU等と協調して懸念を表明しており、特に、2012年3月には、日本・米国・EUを含む14か国・地域がWTO物品理事会において共同で懸念表明を行った。しかしながら、依然として改善が認められなかったため、同年5月にはEUがアルゼンチンに対し、WTO協定に基づく二国間協議要請を実施した。我が国は、産業界（日本貿易会、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工会議所等）による改善要望も踏まえ、同年8月、米国・メキシコと

もに二国間協議を要請し、同年 9 月にジュネーブにおいて協議を実施した。しかしながら、満足のいく解決を得られなかったことから、同年 12 月、日本は米国・EU とともにパネル設置要請を行った。パネルは 2013 年 1 月に設置され、2014 年 8 月、アルゼンチンの輸入制限措置は GATT 第 11 条第 1 項（数量制限の一般的廃止）に整合しないとの日本、米国、EU の主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。2014 年 9 月、アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴を行ったが、2015 年 1 月、上級委員会は本件措置について報告書を公表し、パネル報告書を支持し、アルゼンチンに WTO 協定に従って措置を是正するよう勧告した。なお、GATT 第 10 条及び輸入ライセンス協定第 1 条、第 3 条、第 5 条等の透明性原則については、パネル及び上級委員会は判断していない。

アルゼンチンの履行期限は 2015 年 12 月末であったところ、2015 年 12 月 23 日に事前輸入宣誓供述制度 (DJAI) を撤廃し新たに輸入総合モニタリングシステム (SIMI) を使った輸入ライセンス制度を導入した。同制度では、一時輸入以外の全ての輸入について輸入ライセンスが必要とされ、全体の 87.6% が自動輸入ライセンス品目、残りが非自動輸入ライセンス品目（繊維、履き物、自動車・電子部品等）となっている。なお輸出促進や貿易手続の簡素化等の観点から、自動車・電子部品等が非自動輸入ライセンス品目から段階的に除外されていったが、2020 年 1 月、電子・電化製品、自動車、二輪車、自動車部品が対象に追加され、非自動輸入ライセンスの対象品目は 1,500 品目に拡大した。その後、2022 年 7 月には家庭用機器や仮想通貨マイニング機器が対象品目に追加され、同年 10 月上旬には機械類を中心とした多くの完成品が対象品目に追加され、約 2,800 品目に拡大した。係る状況を踏まえ、同年 10 月には米国が WTO 輸入ライセンス委員会に質問状を提出し、アルゼンチンの輸入ライセンス制度に関する新たな懸念及び従来からの懸念について問題提起している。なお、同制度では非自動輸入ライセンスの発給に関与する各政府機関はそれぞれ「10 日以内に申請を判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている。これまでは申請後最大 72 時間程度で非自動輸入ライセンスを取得出来ていたが、対象品目が拡大された 2020 年 1 月以降、審査に時間を要している案件が出てきており、WTO 協定に整合的な運用がなされている

か、我が国は引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集する。

（数量制限に関する論点の詳細については、第 II 部第 3 章 主要ケース(4) 参照。）

（2）フラット・パネル・ディスプレイへの課税に関する GATT2 条違反

2017 年版不公正貿易報告書 179 頁参照。